

ボランティア清掃専用「公用ごみ袋」の取り扱いについて

ボランティア清掃活動には、ボランティア清掃専用「公用ごみ袋」を使用してください。

1 ボランティア清掃活動の連絡について

- (1) 町会・自治会，学校，各種団体等が行う場合
ボランティア清掃の予定日，清掃場所，ごみ集積場所，参加人数等の必要事項を事前に清掃事業課までご連絡後，清掃活動を行ってください。
※ 事前に清掃活動の連絡が無い場合は，収集が遅れることがあります。
- (2) 個人が行う場合
個人がボランティア清掃を行う場合は，連絡の必要はありません。
(ただし，回収されたごみが3袋を超える場合は，清掃事業課にご連絡ください。)

2 ごみの分別について

燃やせるごみ，燃やせないごみの2分別にさせていただきます。

| | |
|---------|--|
| 燃やせるごみ | ○燃やせるごみ ○汚れているプラスチック容器包装 注) ○汚れているペットボトル 注) |
| 燃やせないごみ | ○燃やせないごみ ○汚れている缶・びん 注) |

注) 汚れているプラスチック容器包装，ペットボトル，缶・びんは洗剤等で汚れを落とすと，通常のプラスチック容器包装，缶・びん・ペットボトルで出すことができます。

3 出し方・収集について

- (1) 町会・自治会，学校，各種団体等が収集した場合
集積場所，回収量を確認の上，通常収集日とは別に収集いたします。
※ 町会・自治会の清掃活動で，収集量が少ない場合は，通常の収集日に会館前に出してください。
- (2) 個人が収集した場合
各家庭の通常の収集日に併せてお出してください。
この場合，収集車の容量に限りがあるため，3袋を超える場合は事前に清掃事業課にご連絡ください。

4 その他

※ 以下の場合、収集出来ませんのでご注意ください。

- (1) 一般家庭や事業所から出されたごみや落ち葉など
- (2) 私有地および公営住宅等の敷地内の刈り取られた草
- (3) 分別されていないごみ
- (4) ボランティア清掃専用「公用ごみ袋」以外で出されたごみ
- (5) 公道等の砂利・土、自生している草等は収集出来ませんので、各管理者にお問い合わせ下さい。

(管理者が分からない場合は、清掃事業課までお問い合わせください。)

【お問合せ・連絡先】

函館市環境部清掃事業課

電話：51-5163

FAX：51-9109